

監 査 報 告 書

私たちは、定款第 11 条の規定に基づき、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 2 事業年度における会務の執行並びに同事業年度の社会福祉活動事業に関する会計につき監査を実施した。

監査の結果、会務の執行は、法令及び定款に従い理事会の決議に基づき誠実に行われており、また上記の社会福祉活動事業に関する会計はいずれも適正に処理されており、各計算書類は、本会の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

平成 28 年 5 月 10 日

監 事 成 瀬 直 美 

監 事 奥 住 信 治 